

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

路線名	深谷嵐山線
供用開始の区間	深谷市田中字沢口二一四二番地先から 同市上原字沢口四三二番四地先まで
供用開始の期日	平成二十九年二月十四日
備考	平成十九年三月三十日付け埼玉県熊谷県土整備 事務所長告示第二十三号で告示した道路区域の 一部供用開始である。 延長一七八・六七メートル